

第 74 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議
核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する
A/RES/74/46、2019 年 12 月 12 日

共同提案国:アンゴラ、オーストリア、ブラジル、エジプト、アイルランド、マラウイ、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、サモア、南アフリカ、タイ。(下線は新アジェンダ連合構成国)

追加の共同提案国:コスタリカ、エルサルバドル、赤道ギニア、ガーナ、リヒテンシュタイン、セイシェル、バヌアツ。

総会は、

1946 年 1 月 24 日の決議 1(I)、2016 年 12 月 5 日の 71/54、2017 年 12 月 4 日の 72/39 および 2018 年 12 月 5 日の 73/70 を想起し、新アジェンダ連合(NAC)の発足 21 周年、および 1998 年 6 月 9 日にダブリンで採択された軍縮のための新たなアジェンダを概説する共同声明に留意し、2018 年 9 月 24 日の核兵器完全廃絶を支持したネルソン・マンデラの確固たる嘆願を思い起こし、その目標に向けた取り組みを強調したネルソン・マンデラ平和サミットにより採択された政治宣言を想起し、

事務総長による軍縮アジェンダ、「共通の未来を守る:軍縮のためのアジェンダ」とその実施計画を歓迎し、

核軍縮・不拡散に関連するすべての審議、決定、行動を知らせるべきである核兵器がもたらす人類への危険に対する重大な懸念を繰り返し表明し、

核兵器のいかなる使用による壊滅的な人道的結果、およびすべての人にとってより安全な世界を模索し、核兵器のない世界の平和と安全を達成するという 2010 年 NPT 再検討会議による深い懸念の表明を想起し、

(略)

2016 年 12 月 23 日の 71/258 決議に則って、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある手段を交渉するための国連会議において交渉された、2017 年 7 月 7 日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、

核軍縮・不拡散教育の重要性を強調し、透明性、検証可能性、および不可逆性が相互強化プロセスとして核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、

NPT の無期限延長の基礎となった 1995 年 NPT 再検・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに 2000 年と 2010 年の NPT 再検討会議の最終文書、とりわけ NPT 第 6 条下での誓約に従い、核軍縮に繋がるよう保有している核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を想起し、

条約が規定する義務を履行する際の不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用するための NPT に関するすべての締約国の措置を再確認し、

核軍縮・不拡散に関する目標の前進のために包括的核実験禁止条約発効の継続的な重要性を認識し、核兵器完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防ぐ唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、世界および地域の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認するとともに、「非核兵器地帯を設立する条約の締約国及び署名国、並びにとモンゴル国の会議」を歓迎し、

とりわけ既存の条約および関連議定書の批准ならびに留保またはそのような地帯の確立に関する条約の対象やその目的に反する解釈宣言の撤回または改訂を通じ、既存のすべての非核兵器地帯の強化に向けて引き続き真の前進を続けるよう各国に要請し、

当該地域内の国家間で自由に到達した取り決めに基づき、さらなる非核兵器地帯創設のため 2010 年再検討会議で表明された奨励を想起し、現在非核兵器地帯が存在していない地域、特に中東において非核兵器地帯を形成するために協調した国際的な取り組みが行われることへの期待を再確認し、この文脈において、中東に関する 1995 年決議の完全なる履行のための実践的な措置に関し、2010 年再検討会議で合意の不履行があったことに深い失望をもって留意し、この問題に関し NPT2015 年再検討会議において合意に到達しなかったことに失望し、

当該地域内の国々が自由に到達した取り決めに基づき、核兵器およびその他すべての大量破壊兵器の存在しない地域の中東における設立に関する条約の詳細化を目的とした会議の開催を事務総長に委任する 2018 年 12 月 22 日 73/546 決定を承認し、

過去 23 年間、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深く失望し、1999 年以

来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに失望し、

2015年NPT再検討会議において、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、2015年NPT再検討会議が、NPTを強化し、NPTの完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議においてなされた約束と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃したことに失望し、この失敗がNPTとその3つの柱の間におけるバランスに与える影響について深く懸念し

国際関係における緊張の高まりと、核兵器近代化計画によるものを含め、ある国の安全保障ドクトリンにおいてますます核兵器を重視し、これらすべてが核軍縮と不拡散体制の侵食をもたらしていることに深刻な懸念をもって留意し、

(略)

1.NPTの各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国はNPT下での義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995、2000、2010年のNPT再検討会議におけるすべての決定、決議、約束を完全に順守するよう求める。

2.また、2010年NPT再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国が、いかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3.核兵器の人的影響に関する会議において発表された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を行う上で、核軍縮を下支えしている人道上の要求と核軍縮を達成することの緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4.すべてのNPT加盟国がNPT第6条の下で約束している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとした核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年NPT再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が約束したことを想起するとともに、核兵器国が自らの約束の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることを求める。

5.核兵器国に対し、一方的、二国間、地域的および多国間による措置を通じたものを含め、配備、非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を

行うとの誓約を果たすよう求める。

6.核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢を確実に解除することを目標に、検証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を減ずるよう要請する。

7.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。

8.核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。

9.NPT 加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10.核兵器国による核軍縮への努力をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める、核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。

11.これまでの核軍縮に関する義務と約束に従って、すべての核兵器国が、各国において軍事目的上不要となったすべての核分裂性物質の不可逆的な除去を確実にするためのさらなる措置を講じることを奨励するとともに、IAEA の文脈内で、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

12.すべての NPT 加盟国に対し、条約の無期限延長と密接不可分である 1995 年 NPT 再検討・延長会議で採択された、中東決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、2015 年 NPT 再検討会議において、完全に履行されるまで有効である、1995 年の中東決議が定めた中東非核・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスに関するものを含め、実質的な成果が何もなくあったことに対して失望と深い懸念の意を表す。

13.1995 年の中東決議の共同提案国に対して、同決議が定めるように、中東非核・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実なものにすることを目指し、同地帯の設置に関する会議の開催への支援によるものを含め、最大限の努力をするよう要請する。

14.核軍縮と核不拡散を達成するための NPT の基本的な役割を強調し、4 月 27 日から 2020 年 5 月 22 日までニューヨークで開催される NPT 再検討会議に期待する。

15.すべての加盟国に対して、NPT の普遍化のためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエル、パキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国として NPT に加盟し、自国のすべての核関連施設を IAEA の保証措置の下に置くことを要請する。

16.最近の南北首脳会談を含む米朝首脳会談において DPRK との対話と議論を奨励することに留意し、

DPRK が平和裏に朝鮮半島の非核化を達成するよう、すべての核兵器及び既存の核プログラムを放棄し、早期に NPT に戻り、国際原子力機関の安全保障措置協定を遵守するために約束を果たすことを促す。

17.すべての加盟国に対して、特に多国間の文脈の中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的な軍縮機関の内部にある障害を乗り越えるために協働するよう促すとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく再開することを促す。

18.すべての NPT 加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の NPT 再検討会議において合意された、同条約の下での義務と約束を遅滞なく完全に履行するよう促す。

(略)

22.NPT 加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやそれに類似した規準によるものを含め、核軍縮に関する義務および約束の履行状況に対する可測性を改善することを奨励する。

23.加盟国に対し、国連総会決議 1(I)および NPT 第 6 条の精神と目的に従って、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を、遅滞なく誠実に継続することを促す。

24.加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的な措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを要請し、この文脈において、2017 年 7 月 7 日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。

25.軍縮教育を含め、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民会

の意識を高めるための措置をとることを勧告する。

26.第75回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において現存する決議の履行状況を調査することを決定する。

出典:国連軍縮局 HP